

山梨県指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び 指定介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所（以下「介護保険施設等」という。）の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、様式第一号（一）によりサービスの種類ごとに行うものとする。
2 前項の申請は、別表に掲げる書類及び山梨県が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を申請書ごとに添付して行うものとする。
3 第1項の申請は、事業開始予定日の30日前までに行うものとする。

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第2条の2 法第72条第1項本文及び第115条の2の2第1項本文の規定による申請については、前条の規定を適用する。

(共生型サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第2条の3 法第72条の2第1項ただし書及び第115条の2の2第1項ただし書きの規定による共生型居宅サービス及び共生型介護予防サービスの指定の特例を不要とする旨の申出は、様式第一号（一の二）により行うものとする。

(指定の更新等)

第2条の4 法第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。以下同じ。）
、第86条の2第1項、第94条の2第1項、第108条第1項の規定による申請は、様式第一号（二）によりサービスの種類ごとに行うものとする。
2 前項の申請は、付表及び添付書類を申請書ごとに添付して行うものとする。
3 第1項の申請は、指定又は許可の更新予定日の14日前までに行うものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第3条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書（第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定を不要とする旨の申出は、様式第一号（四）により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては様式第一号（五）により、事業の再開に係るものにあつては様式第一号（六）によりそれぞれサービスの種類ごとに行うものとする。ただし、法第70条の3の規定による届出は、様式第一号（三）により行うものとする。
2 法第75条第2項及び第99条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、様式第一号（七）によりそれぞれサービスの種類ごとに行うものとする。
3 第1項の届出は、変更内容に応じて付表及び添付書類を届出書ごとに添付して行うものとする。
4 インターネットを利用した電子申請による変更の届出にあつては、様式第一号（五）の提出は不要とする。
5 変更に係る届出の規定は、休止の届出を行い、再開の届出を行っていないサービスについては、適用しない。

(指定の辞退)

第5条 法第91条の規定による指定の辞退は、様式第一号（八）により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更の申請)

第6条 法第94条第2項及び第107条第2項に規定する許可の申請は、様式第一号(九)により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認の申請)

第7条 法第95条及び第109条の規定による承認の申請は、様式第一号(十)により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請)

第8条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の事項に係る許可の申請は、様式第一号(十一)により行うものとする。

(電子情報処理組織による届出)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法)により行うものとする。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本指定要綱及びその他の当該届出に関する規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する方法や電子メールの利用等により行われた届出は、山梨県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、山梨県知事が電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。

(市町村等への情報提供)

第10条 知事は、第2条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他関係機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文(第115条の11において準用する場合を含む。)の指定又は承認に係る情報について準用する。

(公示)

第11条 法第78条、第93条及び第104条の2並びに旧介護保険法第115条及び第115条の10の規定による公示は、施行規則第131条の2、第133条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2、第140条の2の3及び第140条の2の3各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に規定するもののほか、介護保険施設等の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期日)

第 2 条 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条に掲げる規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 3 条 第 2 条第 1 項及び第 3 条から第 8 条までの改正規定については、令和 6 年 9 月 30 日までの間、改正前の様式を改正後の様式に代えて使用することができることとする。